

別添様式2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)の評価結果

(都道府県名:茨城県)

1. 増頭羽数等の効果

事業 実施年度	事業 実施数 ア	評価対象外 事業数 イ	評価対象 事業数 ア-イ	目標の 平均達成率	評価対象事業 のうち、都道 府県が事業実 施主体へ改善 指導を必要と した事業数	地方農政局等 から都道府県 計画の改善指 導の必要の有 無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
28~29年度	2	0	2	26%	2	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施取組主体 養豚 2</li> <li>・目標達成状況 未達成 2</li> </ul> 疾病発生の影響により、両取組主体とも目標未達成となった。そのため今後は衛生対策指導を行うことで、目標を達成させることとしたい。	県の成果目標の平均達成率は26%であり、目標未達だった。このため、県に対して改善措置を求めるとともに、目標を達成できていない取組主体に対して継続的な指導をお願いする。

2. 収益性の向上効果

事業 実施年度	事業 実施数 ア	評価対象外 事業数 イ	評価対象 事業数 ア-イ	目標の 平均達成率	評価対象事業 のうち、都道 府県が事業実 施主体へ改善 指導を必要と した事業数	地方農政局等 から都道府県 計画の改善指 導の必要の有 無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見

注1: 事業実施数は、事業を実施した取組主体数を計上すること。

2: 評価対象事業数は、報告年度において、増頭羽数等の効果又は収益性の向上効果の評価対象となる事業数(取組主体数)を計上すること。

3: 2. 収益性の向上効果は、目標年度の翌年度に評価報告があったときのみ記載する。

4: 目標の平均達成率は、都道府県において実施した各事業(取組主体)で掲げている成果目標又は事業実施後の効果の達成率の平均値とする。

5: 平成28年度補正予算以降の事業については、1. 増頭羽数等の効果を削除し、2. 収益性の向上効果を1. 収益性の向上効果とする。

別添様式2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)の評価結果

(都道府県名:栃木県)

1. 増頭羽数等の効果

事業実施年度	事業実施数ア	評価対象外事業数イ	評価対象事業数ア-イ	目標の平均達成率	評価対象事業のうち、都道府県が事業実施主体へ改善指導を必要とした事業数	地方農政局等から都道府県計画の改善指導の必要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
28~29年度	3	0	3	100%	1	無	・事業実施取組主体 養豚 2、酪農 1、 ・目標達成状況 達成 1、未達成 2  養豚の1経営体は、目標を達成。 酪農の1経営体は、初妊牛の価格高騰で導入が遅れたが、令和元年度内に目標の達成見込み。 目標未達成の養豚1経営体は、伝染病の影響で導入が滞ったため未達成となったが、導入の進捗管理と飼養技術の改善指導を関係機関と連携を図りながら実施していくことで、令和2年度までに目標を達成させることとしたい。	目標年度(平成30年)時点で、県の成果目標の平均達成率は90%であったが、令和元年10月時点では、県の平均達成率は100%であり、目標は達成されている。

2. 収益性の向上効果

事業実施年度	事業実施数ア	評価対象外事業数イ	評価対象事業数ア-イ	目標の平均達成率	評価対象事業のうち、都道府県が事業実施主体へ改善指導を必要とした事業数	地方農政局等から都道府県計画の改善指導の必要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見

注1: 事業実施数は、事業を実施した取組主体数を計上すること。

2: 評価対象事業数は、報告年度において、増頭羽数等の効果又は収益性の向上効果の評価対象となる事業数(取組主体数)を計上すること。

3: 2. 収益性の向上効果は、目標年度の翌年度に評価報告があったときのみ記載する。

4: 目標の平均達成率は、都道府県において実施した各事業(取組主体)で掲げている成果目標又は事業実施後の効果の達成率の平均値とする。

5: 平成28年度補正予算以降の事業については、1. 増頭羽数等の効果を削除し、2. 収益性の向上効果を1. 収益性の向上効果とする。

別添様式2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)の評価結果

(都道府県名:群馬県)  
1. 増頭羽数等の効果

事業 実施年度	事業 実施数 ア	評価対象外 事業数 イ	評価対象 事業数 ア-イ	目標の 平均達成率	評価対象事 業のうち、都 道府県が事 業実施主体 へ改善指導を 必要とした事 業数	地方農政局 等から都道府 県計画の改 善指導の必 要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
28~29年度	2	0	2	82%	1	有	・事業実施取組主体 養豚 1、肉用牛(肥育) 1 ・目標達成状況 未達成 2  平均達成率は低調となったものの、 養豚1取組主体については、9割の達成率となっており、令 和元年度末までに達成見込み。 肉用牛1取組主体については、出荷・導入計画の検証・見 直しを実施し、令和3年度までに目標達成するよう指導す る。	県の成果目標の平均達成率は82%で あり、目標未達だった。 このため、県に対して改善措置を求め るとともに、目標を達成できていない取 組主体に対して継続的な指導をお願い する。

2. 収益性の向上効果

事業 実施年度	事業 実施数 ア	評価対象外 事業数 イ	評価対象 事業数 ア-イ	目標の 平均達成率	評価対象事 業のうち、都 道府県が事 業実施主体 へ改善指導を 必要とした事 業数	地方農政局 等から都道府 県計画の改 善指導の必 要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見

注1: 事業実施数は、事業を実施した取組主体数を計上すること。

2: 評価対象事業数は、報告年度において、増頭羽数等の効果又は収益性の向上効果の評価対象となる事業数(取組主体数)を計上すること。

3: 2. 収益性の向上効果は、目標年度の翌年度に評価報告があったときのみ記載する。

4: 目標の平均達成率は、都道府県において実施した各事業(取組主体)で掲げている成果目標又は事業実施後の効果の達成率の平均値とする。

5: 平成28年度補正予算以降の事業については、1. 増頭羽数等の効果を削除し、2. 収益性の向上効果を1. 収益性の向上効果とする。

別添様式2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)の評価結果

(都道府県名:埼玉県)

1. 増頭羽数等の効果

事業 実施年度	事業 実施数 ア	評価対象外 事業数 イ	評価対象 事業数 ア-イ	目標の 平均達成率	評価対象事 業のうち、都 道府県が事 業実施主体 へ改善指導を 必要とした事 業数	地方農政局 等から都道府 県計画の改 善指導の必 要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
28~29年度	1	0	1	96%	0	無	・事業実施取組主体 肉用牛(一貫) 1 ・目標達成状況 未達成 1  目標年度までに、繁殖雌牛の増頭が達成できなかったが、令和元年度末までに達成見込み。引き続き、事業進捗管理を適正に行うように指導する。	目標年度(平成30年)時点では、目標未達であったが、令和元年9月時点では、県の成果目標の平均達成率は96%であり、目標はほぼ達成されている。

2. 収益性の向上効果

事業 実施年度	事業 実施数 ア	評価対象外 事業数 イ	評価対象 事業数 ア-イ	目標の 平均達成率	評価対象事 業のうち、都 道府県が事 業実施主体 へ改善指導を 必要とした事 業数	地方農政局 等から都道府 県計画の改 善指導の必 要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見

注1: 事業実施数は、事業を実施した取組主体数を計上すること。

2: 評価対象事業数は、報告年度において、増頭羽数等の効果又は収益性の向上効果の評価対象となる事業数(取組主体数)を計上すること。

3: 2. 収益性の向上効果は、目標年度の翌年度に評価報告があったときのみ記載する。

4: 目標の平均達成率は、都道府県において実施した各事業(取組主体)で掲げている成果目標又は事業実施後の効果の達成率の平均値とする。

5: 平成28年度補正予算以降の事業については、1. 増頭羽数等の効果を削除し、2. 収益性の向上効果を1. 収益性の向上効果とする。

別添様式2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)の評価結果

(都道府県名:千葉県)

1. 増頭羽数等の効果

事業 実施年度	事業 実施数 ア	評価対象外 事業数 イ	評価対象 事業数 ア-イ	目標の 平均達成率	評価対象事業のうち、都道府県が事業実施主体へ改善指導を必要とした事業数	地方農政局等から都道府県計画の改善指導の必要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
28~29年度	5	0	5	70%	3	有	・事業実施取組主体 養豚 2、酪農 3 ・目標達成状況 達成2、未達成 3  養豚2取組主体は、目標を達成。 酪農3取組主体は、いずれも乳用牛の増頭が遅れたため目標未達成。このうち2事業については今年度末まで、1事業については令和2年度末までに目標達成の見込みとことから、実施主体に対し、改善措置及び進捗管理を適正に行うよう指導するとともに、増頭の状況を定期的に確認する。	県の成果目標の平均達成率は70%であり、目標未達だった。 このため、県に対して改善措置を求めるとともに、目標を達成できていない取組主体に対して継続的な指導をお願いする。

2. 収益性の向上効果

事業 実施年度	事業 実施数 ア	評価対象外 事業数 イ	評価対象 事業数 ア-イ	目標の 平均達成率	評価対象事業のうち、都道府県が事業実施主体へ改善指導を必要とした事業数	地方農政局等から都道府県計画の改善指導の必要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見

注1: 事業実施数は、事業を実施した取組主体数を計上すること。

2: 評価対象事業数は、報告年度において、増頭羽数等の効果又は収益性の向上効果の評価対象となる事業数(取組主体数)を計上すること。

3: 2. 収益性の向上効果は、目標年度の翌年度に評価報告があったときのみ記載する。

4: 目標の平均達成率は、都道府県において実施した各事業(取組主体)で掲げている成果目標又は事業実施後の効果の達成率の平均値とする。

5: 平成28年度補正予算以降の事業については、1. 増頭羽数等の効果を削除し、2. 収益性の向上効果を1. 収益性の向上効果とする。

別添様式2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)の評価結果

(都道府県名:長野県)

1. 増頭羽数等の効果

事業実施年度	事業実施数ア	評価対象外事業数イ	評価対象事業数ア-イ	目標の平均達成率	評価対象事業のうち、都道府県が事業実施主体へ改善指導を必要とした事業数	地方農政局等から都道府県計画の改善指導の必要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
28~29年度	1	0	1	99%	0	無	・事業実施取組主体 酪農 1 ・目標達成状況 未達成 1  県達成率は85%となっている。目標未達成であるものの、本年度中に達成できる見込みであることから、事業実施主体に対し、定期的な状況確認を行うこととしたい。	目標年度(平成30年)時点では、目標未達であったが、令和元年10月時点では、県の成果目標の平均達成率は99%であり、目標はほぼ達成されている。

2. 収益性の向上効果

事業実施年度	事業実施数ア	評価対象外事業数イ	評価対象事業数ア-イ	目標の平均達成率	評価対象事業のうち、都道府県が事業実施主体へ改善指導を必要とした事業数	地方農政局等から都道府県計画の改善指導の必要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見

注1: 事業実施数は、事業を実施した取組主体数を計上すること。

2: 評価対象事業数は、報告年度において、増頭羽数等の効果又は収益性の向上効果の評価対象となる事業数(取組主体数)を計上すること。

3: 2. 収益性の向上効果は、目標年度の翌年度に評価報告があったときのみ記載する。

4: 目標の平均達成率は、都道府県において実施した各事業(取組主体)で掲げている成果目標又は事業実施後の効果の達成率の平均値とする。

5: 平成28年度補正予算以降の事業については、1. 増頭羽数等の効果を削除し、2. 収益性の向上効果を1. 収益性の向上効果とする。

別添様式2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)の評価結果

(都道府県名:静岡県)

1. 増頭羽数等の効果

事業実施年度	事業実施数ア	評価対象外事業数イ	評価対象事業数ア-イ	目標の平均達成率	評価対象事業のうち、都道府県が事業実施主体へ改善指導を必要とした事業数	地方農政局等から都道府県計画の改善指導の必要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
28~29年度	1	0	1	91%	0	無	・事業実施取組主体 酪農 1 ・目標達成状況 未達成 1  初妊牛価格高騰により、当初計画どおりの導入が困難となり計画頭数の増頭ができなかったため、達成率は70%に留まった。 現在、自家育成による増頭計画を進めており、令和2年度早期には目標達成の見込みである。	目標年度(平成30年)時点では、目標未達であったが、令和元年10月時点では、県の成果目標の平均達成率は91%であり、目標はほぼ達成されている。

2. 収益性の向上効果

事業実施年度	事業実施数ア	評価対象外事業数イ	評価対象事業数ア-イ	目標の平均達成率	評価対象事業のうち、都道府県が事業実施主体へ改善指導を必要とした事業数	地方農政局等から都道府県計画の改善指導の必要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見

注1: 事業実施数は、事業を実施した取組主体数を計上すること。

2: 評価対象事業数は、報告年度において、増頭羽数等の効果又は収益性の向上効果の評価対象となる事業数(取組主体数)を計上すること。

3: 2. 収益性の向上効果は、目標年度の翌年度に評価報告があったときのみ記載する。

4: 目標の平均達成率は、都道府県において実施した各事業(取組主体)で掲げている成果目標又は事業実施後の効果の達成率の平均値とする。

5: 平成28年度補正予算以降の事業については、1. 増頭羽数等の効果を削除し、2. 収益性の向上効果を1. 収益性の向上効果とする。